

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求に関する業務
②事務の概要	・精神保健福祉法第31条の規定に基づき、同法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定に基づき入院措置を決定した者について、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。
③システムの名称	①統合宛名管理システム ②中間サーバー ③住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉法関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表 項番22 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 項番38、39、40、41
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班(054-221-2920)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班(054-221-2920)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、原則として申請者からマイナンバーを取得するとともに、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う担当者は必ず静脈認証登録を行い、担当者のみがアクセスするよう制御している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	I-5-②	障害福祉課長 土屋 正純	障害福祉課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	追記	事後	様式改正に伴う変更
令和5年12月26日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月10日	I-1-②	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）第27条第1項又は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第22条から第26条の3の申請等により、精神保健指定医の診察を行っている。 ・精神保健福祉法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第27条第1項、第2項及び第29条の2第1項の診察の結果、入院措置が必要である方に対して、入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。 ・精神保健福祉法第38条の4の規定に基づき、入院患者やその家族等からの退院等に対する審査等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法第31条の規定に基づき、同法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定に基づき入院措置を決定した者について、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。 	事後	実態に合わせた修正（精神保健福祉法第31条の規定に基づく事務以外は、特定個人情報の取扱いは伴わない）。
令和7年1月10日	I-3	・番号法 第9条第1項 別表第一 項番14	番号法 第9条第1項 別表 項番22	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年1月10日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 項番22、23、24	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 項番38、39、40、41	事後	番号法改正に伴う変更